

第 108 期 中間決算公告

平成 21 年 12 月 10 日

新潟県長岡市大手通一丁目 5 番地 6

株式会社 大光銀行

取締役頭取 古出 哲彦

第 108 期中（平成 21 年 9 月 30 日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	42,798	預 金	1,186,232
コ ー ル ロ ー ン	20,000	コ ー ル マ ネ ー	902
買 入 金 銭 債 権	9	借 用 金	2,000
商 品 有 価 証 券	53	外 国 為 替	2
金 銭 の 信 託	3,000	社 債	8,000
有 価 証 券	346,004	そ の 他 負 債	5,514
貸 出 金	841,719	未 払 法 人 税 等	881
外 国 為 替	3,727	リ ー ス 債 務	724
そ の 他 資 産	3,716	そ の 他 の 負 債	3,908
有 形 固 定 資 産	14,294	賞 与 引 当 金	847
無 形 固 定 資 産	985	役 員 賞 与 引 当 金	18
繰 延 税 金 資 産	5,825	退 職 給 付 引 当 金	5,275
支 払 承 諾 見 返	3,434	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	217
貸 倒 引 当 金	△9,754	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	199
		偶 発 損 失 引 当 金	609
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,458
		支 払 承 諾	3,434
		負 債 の 部 合 計	1,215,713
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	8,208
		資 本 準 備 金	8,208
		利 益 剰 余 金	36,971
		利 益 準 備 金	1,791
		そ の 他 利 益 剰 余 金	35,180
		別 途 積 立 金	21,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	14,180
		自 己 株 式	△123
		株 主 資 本 合 計	55,056
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,819
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,226
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,046
		純 資 産 の 部 合 計	60,103
資 産 の 部 合 計	1,275,816	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,275,816

第 108 期中

平成 21 年 4 月 1 日から
平成 21 年 9 月 30 日まで

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	12,955
資 金 運 用 収 益	11,331
(うち貸出金利息)	(8,975)
(うち有価証券利息配当金)	(2,298)
役 務 取 引 等 収 益	930
そ の 他 業 務 収 益	303
そ の 他 経 常 収 益	390
経 常 費 用	11,674
資 金 調 達 費 用	1,503
(うち預金利息)	(1,392)
役 務 取 引 等 費 用	727
そ の 他 業 務 費 用	—
営 業 経 費	7,512
そ の 他 経 常 費 用	1,930
経 常 利 益	1,280
特 別 利 益	540
特 別 損 失	65
税 引 前 中 間 純 利 益	1,755
法人税、住民税及び事業税	258
過 年 度 法 人 税 等	607
法 人 税 等 調 整 額	△16
法 人 税 等 合 計	848
中 間 純 利 益	906

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,781百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

- (5) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (6) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
 - (7) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払に備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。
6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
 7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 62 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,512 百万円、延滞債権額は 28,917 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 257 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,903 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 34,591 百万円であります。なお、2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 13,409 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券 64,305 百万円及び預け金 5 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金・敷金は 181 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 56,223 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 41,500 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
同法第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,014 百万円
11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000 百万円であります。
12. 社債は、劣後特約付社債 8,000 百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 6,045 百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 603円24銭

15. 当中間会計期間末の自己資本比率（国内基準）は銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示）に基づき算出しております。当中間会計期間末の自己資本比率は11.69%であります。

（中間損益計算書関係）

1. その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額289百万円、貸出金償却1,104百万円、株式等売却損107百万円及び株式等償却235百万円を含んでおります。
2. 特別利益には、償却債権取立益93百万円、貸倒引当金戻入益443百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純利益金額 9円09銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
社債	399	392	△6
その他	16,932	15,156	△1,776
合計	17,332	15,549	△1,783

（注）時価は、当中間期末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年9月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	3,394	4,315	920
債券	257,959	263,457	5,498
国債	157,897	161,849	3,951
地方債	37,442	38,085	642
社債	62,618	63,522	904
その他	55,815	53,930	△1,885
合計	317,169	321,703	4,534

（注）1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間期における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について235百万円、時価のない株式について0百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

（追加情報）

変動利付国債の評価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間期末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は3,362百万円、その他有価証券評価差額金は2,004百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は1,358百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

内 容	金 額 (百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	6,062
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社・子法人等株式 関連法人等株式	36 26
その他有価証券 不動産投資信託 非上場株式 出資証券 (投資事業組合)	82 719 50

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 21 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 21 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,415 百万円
退職給付引当金	2,131
有価証券減損	773
減価償却費	135
未払事業税	21
賞与引当金	342
睡眠預金払戻損失引当金	80
役員退職慰労引当金	87
偶発損失引当金	246
その他	268
繰延税金資産小計	9,502
評価性引当額	△ 1,962
繰延税金資産合計	7,540
繰延税金負債	
有価証券評価差額	1,714
繰延税金負債合計	1,714
繰延税金資産の純額	5,825

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 2社
株式会社 大光ビジネスサービス
たいこうカード株式会社
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等 2社
大光リース株式会社
株式会社東北バンキングシステムズ
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日はすべて9月末日であります。

第108期中（平成21年9月30日現在）中間連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	42,799	預 金	1,186,200
コールローン及び買入手形	20,000	コールマネー及び売渡手形	902
買 入 金 銭 債 権	9	借 用 金	2,000
商 品 有 価 証 券	53	外 国 為 替	2
金 銭 の 信 託	3,000	社 債	8,000
有 価 証 券	346,065	そ の 他 負 債	5,878
貸 出 金	841,600	賞 与 引 当 金	853
外 国 為 替	3,727	役 員 賞 与 引 当 金	18
そ の 他 資 産	4,705	退 職 給 付 引 当 金	5,290
有 形 固 定 資 産	14,296	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	217
無 形 固 定 資 産	1,000	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	199
繰 延 税 金 資 産	5,948	偶 発 損 失 引 当 金	609
支 払 承 諾 見 返	3,434	利 息 返 還 損 失 引 当 金	20
貸 倒 引 当 金	△10,064	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,458
		支 払 承 諾	3,434
		負 債 の 部 合 計	1,216,086
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	10,000
		資 本 剰 余 金	8,208
		利 益 剰 余 金	37,108
		自 己 株 式	△123
		株 主 資 本 合 計	55,193
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,819
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,226
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,046
		少 数 株 主 持 分	249
		純 資 産 の 部 合 計	60,490
資 産 の 部 合 計	1,276,576	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,276,576

第 108 期中 (平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	13,132
資 金 運 用 収 益	11,385
(うち貸出金利息)	(9,032)
(うち有価証券利息配当金)	(2,294)
役 務 取 引 等 収 益	995
そ の 他 業 務 収 益	343
そ の 他 経 常 収 益	408
経 常 費 用	11,809
資 金 調 達 費 用	1,503
(うち預金利息)	(1,392)
役 務 取 引 等 費 用	755
そ の 他 業 務 費 用	0
営 業 経 費	7,569
そ の 他 経 常 費 用	1,980
経 常 利 益	1,323
特 別 利 益	542
特 別 損 失	65
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	1,799
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	277
過 年 度 法 人 税 等	607
法 人 税 等 調 整 額	△23
法 人 税 等 合 計	860
少 数 株 主 利 益	11
中 間 純 利 益	927

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,781百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

- (9) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (11) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払に備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。
- (12) 利息返還損失引当金の計上基準
連結される子会社の利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。
- (13) 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (14) 消費税等の会計処理
当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注 記 事 項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資額）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資額）を除く） 117 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,568 百万円、延滞債権額は 28,955 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 261 百万円であります。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,906 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額 34,691 百万円であります。なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 13,409 百万円あります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、有価証券 64,305 百万円及び預け金 5 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金・敷金は 188 百万円あります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 64,999 百万円あります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 41,500 百万円あります。任意の時期に無条件で取消可能なものが 8,776 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日
同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,021 百万円
11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,000 百万円であります。
12. 社債は、劣後特約付社債 8,000 百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 6,045 百万円であります。
14. 1 株当たりの純資産額 604 円 61 銭
15. 当中間連結会計期間末の自己資本比率（国内基準）は、銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示）に基づき算出しております。当中間連結会計期間末の自己資本比率は 11.68%であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. その他経常費用には、偶発損失引当金繰入額 289 百万円、貸出金償却 1,143 百万円、株式等売却損 107 百万円及び株式等償却 235 百万円を含んでおります。
2. 特別利益には、償却債権取立益 93 百万円、貸倒引当金戻入益 433 百万円を含んでおります。
3. 1 株当たり中間純利益金額 9 円 31 銭

（有価証券関係）

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	399	392	△6
その他	16,932	15,156	△1,776
合計	17,332	15,549	△1,783

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,394	4,315	920
債券	257,959	263,457	5,498
国債	157,897	161,849	3,951
地方債	37,442	38,085	642
社債	62,618	63,522	904
その他	55,815	53,930	△1,885
合計	317,169	321,703	4,534

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間連結会計期間における減損処理額は、その他有価証券で時価のある株式について 235 百万円、時価のない株式について 0 百万円であります。なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の 30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(追加情報)

変動利付国債の評価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、有価証券は 3,362 百万円、その他有価証券評価差額は 2,004 百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は 1,358 百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

内容	金額 (百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	6,062
その他有価証券	
不動産投資信託	82
非上場株式	725
出資証券(投資事業組合)	50

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 21 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成 21 年 9 月 30 日現在)
該当ありません。